

2019 年度  
北海道新聞社会福祉振興基金福祉公募助成  
＜福祉活動助成＞  
**募集要項**

## 1. 目的

道内の福祉の振興と向上を図るため、福祉活動の未開発部門の開拓、組織や人材育成の強化、また、社会福祉の裾野を広げる取り組みを行う福祉団体・グループに対して助成し、福祉活動の奨励の一助とします。

## 2. 主催

公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金  
株式会社北海道新聞社  
社会福祉法人北海道社会福祉協議会

## 3. 助成金額

※助成対象事業費の 80%以内(千円未満切り捨て)を上限とし、1 件の助成額は 30 万円を限度とします。  
※助成額は、申請額より減額のうち決定される場合があります。

## 4. 助成の対象となる団体・グループ

次のいずれにも該当していること

- ①構成する会員を最低 5 人以上有すること
- ②助成申請時点で活動実績が 1 年以上あること
- ③2017 年度(平成 29 年度)、2018 年度(平成 30 年度)に助成対象となっていないこと
- ④特定の政治団体(政党など)、宗教団体などから独立していること

また、次のいずれかに該当していること

- ①道内に主な拠点を置く社会福祉法人、福祉を目的とした NPO 法人、社団法人、財団法人等(道内の活動を主とする)
- ②道内に主な拠点を置き、地域の福祉活動やボランティア活動に取り組む団体・グループ(道内の非営利活動を主とする)
- ③大規模災害に係る支援活動に従事している道内の団体・グループ(支援活動の実態が証明できること)

## 5. 助成の対象となる事業・活動区分および期間

### 【事業・活動区分】

次のいずれかに該当していること

- ①人材育成 福祉に関する人材育成や団体・グループの資質向上のための活動
- ②虐待貧困 虐待・貧困問題に関する活動
- ③児童福祉 子どもの福祉の振興と向上を図る活動
- ④高齢者福祉 高齢者福祉の振興と向上を図る活動
- ⑤障害者福祉 障害者福祉の振興と向上を図る活動
- ⑥障害者スポーツ 障害者のスポーツを振興する活動
- ⑦被災者支援 大規模災害の被災者を支援する活動
- ⑧その他 その他、北海道内の福祉の振興と向上に必要と認められる活動

ただし、下記のような活動は対象となりません

- ①営利を目的とする活動
- ②特定の個人または団体の利益のみに寄与する活動

### 【期間】

2019 年 8 月から 2020 年 2 月までの事業を対象とします。

なお、従来から継続している活動でも、新たに開始する活動でもかまいません。

## 6. 助成先の選考について

助成先については、下記の選考基準に基づいて総合的に選考します。

- ①団体・グループの所在と活動区域が北海道内であること（大規模災害の支援活動の活動場所は北海道内及び被災地とします）
- ②活動内容に福祉性があること
- ③活動内容に先駆性・創造性があること
- ④事業目標に実現性があること
- ⑤道新福祉基金・一般公募の助成歴の有無

## 7. 助成の対象となる経費

助成事業に活用する経費のみを対象とします。

- ①各種事業活動経費（通信費、運搬移送費、会場賃借料、活動時の賠償責任保険料、印刷製本費等。団体の経常経費を振り替える形での請求は認められません）
- ②各種教育研修費（会場賃借料、人件費、交通費、宿泊費等）  
※人件費、交通費、宿泊費については外部講師に対するものに限る
- ③備品購入費  
※パソコン等 OA 機器等については必要以上に高価でないもの
- ④その他必要と認められる経費

## 8. 助成の対象とならない経費

下記の経費は助成対象外となります。

- ①飲食経費
  - ②外部講師以外への人件費、交通費、宿泊費  
※「外部講師以外」には申請団体の役員・会員、アルバイト、ボランティアを含む
  - ③2019年7月までに発生した経費
  - ④営利を目的とした事業経費
  - ⑤活動に直接必要でない経費
  - ⑥助成を受けた事業の報告書作成にかかわる経費
  - ⑦小規模通所就労支援事業所（地域活動支援センター・地域共同作業所・就労継続支援 B 型事業所等）の器具備品、生活介護関連備品の購入費
  - ⑧その他、審査において認められなかった経費
- <注>⑦の助成を希望する団体は、別途発する「小規模就労支援助成」要項を参照してください。

## 9. 助成金の返還

次の場合は、助成金の返還を求めます。

- ①助成金の目的外流用等が判明した場合
- ②当初申し込んだ計画が変更となり、助成金を執行しなかった場合
- ③助成金額のうち助成対象事業費の 80%を超えた分

## 10. 申し込み条件

1 団体・グループにつき 1 活動の申請とすること

※同内容の活動を年間に複数回行う場合、1 活動として申請可能。ただし、助成対象となるのは、2019 年 8 月から 2020 年 2 月までに支払った経費とする

## 11. 申請書類等の請求

申請書類ならびに本募集要項は道新福祉基金ホームページ (<https://fukushi.hokkaido-np.co.jp/>) からダウンロードできます。

## 12. 申請方法

申請にあたっては、活動が助成対象に該当するか十分に確認のうえ、所定の申請書に下記の必要書類を添付し、「北海道社会福祉協議会」宛に郵送してください。

なお、提出された助成申請書・添付書類は採用、不採用にかかわらず返却はできませんので、あらかじめ了承願います。

また、申請内容の詳細に関して、後日照会することがありますので、助成申請書等は必ず複写して手元に残してください。

### ※必要書類

- ①2019年度北海道新聞社会福祉振興基金福祉活動助成申請書
- ②団体の役員名簿、会員名簿
- ③助成申請事業の年間スケジュール（別紙①）
- ④2018年度（平成30年度）の団体の事業報告書  
※決算確定前の場合は、2017年度（平成29年度）の報告書を送付してください。
- ⑤2018年度（平成30年度）の団体の収支決算書  
※決算確定前の場合は、2017年度（平成29年度）の決算書を送付してください。
- ⑥助成申請事業の事業計画
- ⑦ 〃 の収支予算書（別紙②参照）
- ⑧助成金による物品購入の場合は、商品のカタログ・パンフレットや購入予定業者からの見積書等、価格の分かるもの

## 13. 応募期間

2019年4月15日（月）から5月20日（月）まで ※当日消印有効

## 14. 助成の決定

北海道新聞社会福祉振興基金評議員会において、2019年7月下旬に審査決定し、北海道新聞紙上で発表するとともに、助成申請団体へ結果を通知します。

なお、選考経過等、審査の内容に関する問い合わせには、一切応じませんのでご了承ください。

## 15. 助成金の交付

助成金は、2019年8月（予定）に指定の口座へ振り込みます。

## 16. 報告書の提出について

助成決定団体は、助成事業終了後速やかにその使途と成果についての報告書（主な活動の写真や経費の領収書原本を添付）を提出してください。

最終期限：2020年3月13日（金）

## 17. 個人情報の保護について

今回の申請を通じて得た個人情報は、選考作業や団体・グループへの連絡等、本事業の遂行に必要な範囲で主催者が利用することがあります。

なお、助成決定団体については、団体名や代表者名、活動内容、助成金額等を公表する場合があります。

### 【 申請書類の提出先、問い合わせ先 】

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2.7  
社会福祉法人北海道社会福祉協議会  
地域福祉部地域福祉課  
TEL.011-271-0683 / FAX.011-271-3956